

## 広島県歯科技工士養成所指導要領

### 1 一般的事項

(1) 養成所の設置者は、国又は地方公共団体である場合のほか、法人であることが望ましく、かつ、その法人は営利を目的としないものであること。

(2) 学則には、少なくとも次に掲げる事項が明示されていること。

- ① 設置目的
- ② 名称
- ③ 位置
- ④ 修業年限
- ⑤ 学生定員，学級数
- ⑥ 学科課程
- ⑦ 学年，学期，休日
- ⑧ 入学時期
- ⑨ 入学資格
- ⑩ 入学志願者の選考
- ⑪ 入学手続
- ⑫ 転入学
- ⑬ 欠席，休学，復学，退学
- ⑭ 成績考査，進級，卒業
- ⑮ 入学検定料，入学金，授業料，実習費等の学費

(3) 敷地及び校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

(4) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。

(5) 会計帳簿，決算書類等収支状態を明らかにする書類が完備されていること。

(6) 入学検定料，入学金，授業料及び実習費等は学則に定める額であり，寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(7) 指定規則第4条に基づく変更承認申請書等又は第5条に基づく定期報告書の提出は，歯科衛生士養成所・歯科技工士養成所の指定事項の変更手続きについて（昭和55年4月1日歯第29号）又は歯科技工士学校養成所指定規則第5条の規定に基づく報告について（昭和54年1月16日歯第3号）に基づき，確実かつ遅滞なく提出すること。

なお，指定規則第5条に基づく定期報告書の提出については，看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

### 2 学生に関する事項

(1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。なお，指定規則第二条第五項ただし書の規定により一学級の定員が省令に定める定員数を超過する場合は，教員数，授業方法，学生一人につき

必要な教室等の面積，教育用機械器具等に留意した上で，学生数に応じた教育体制を確保すること。

- (2) 入学資格審査のため，高等学校の卒業証書の写しなど大学に入学することができる者であることを証する書類調査書を提出させること。
- (3) 入学の選考は，適正に行われていること。
- (4) 入学は学年の初めに行い，転学は学年又は学期の初めに行うこととし，その措置は，学則の定めるところにより厳正に行われていること。
- (5) 学生の出席状況が確実に把握されており，特に出席状況の不良な者については，進級又は卒業を認めないものとする。
- (6) 入学，進級，卒業，成績，出席状況等に関する諸記録が確実に保存されていること。
- (7) 入学時の健康状態の把握，入学後の健康診断の実施，疾病の予防措置等学生の保健管理上の必要な措置が講ぜられていること。

### 3 教員及び事務職員に関する事項

- (1) 昼間の課程と夜間の課程とを併設する場合にあっては，課程ごとにそれぞれ所定の専任教員がおかれていること。
- (2) 専任教員は，各学年各学級ごとにおき，学生の指導に支障をきたさないようにすること。
- (3) 専任教員のうち1名は教育に関する主任者（教務主任）とし，歯科医師又は歯科技工士がこれにあたること。昼間の課程と夜間の課程とを併設する場合にあっては，課程ごとに教務主任がおかれていること。
- (4) 教育上必要な教員数が確保されていること。
- (5) 一教員当たりの教育担当時間数が過重にならないこと。
- (6) 教員は，その担当する教科に関して専門的な知識，技術，技能を有する者又は教育の経歴のある者であること。なお，歯科医師が担当することが望ましい授業内容については，歯科医師が担当すること。
- (7) 原則として，専任の事務職員がおかれていること。

### 4 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める学科課程が確実に実施されていること。教育実施については，指導ガイドライン別添1に基づいて行われていること。
- (2) 授業は，教員の出勤簿等の書類により，授業状況が把握されていること。
- (3) 授業方法は，単独授業によるものとする。ただし，科目により支障のない場合は合同授業を行っても差し支えない。
- (4) 歯科技工実習及び歯科理工学実習は，養成所内において実施されること。
- (5) 夜間の課程を設置する場合は，修業年限を3年以上とし，1日における授業時間は4時間を超えないものとする。
- (6) 歯科技工士養成所に係る単位の計算方法等については，次のとおりであること。
  - ① 単位の計算方法

#### ア 基本的計算方法

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については、15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めること。

#### イ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

#### ② 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を習得していることを確認する必要があること。

(7) 授業内容については、現状の歯科技工技術に即した内容となるように配慮すること。

### 5 教室に関する事項

(1) 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

(2) 教室の面積は、学生1人につき1.65㎡以上であり、かつ、一教室の総面積は24.75㎡以上であること。

(3) 専用の基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。

(4) 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室の面積は、学生1人につき2.31㎡以上であり、かつ、一室の総面積は34.65㎡以上であり、電気、ガス、水道等の設備が備えられていること。

(5) 図書室、鋳造研磨及びポーセレンについての実習が実施できる実習室を有すること。この場合、図書室は概ね20㎡以上であること。なお、鋳造研磨及びポーセレンについての実習が実施できる実習室は、他の実習室と併用しても差し支えない。

また、更衣室（ロッカー室）、標本室、機械器具、材料等を保管する室を有することが望ましい。

(6) 便所、給湯設備等が備えられ、また、校舎の各室は、採光、換気等が適当であり、学习上、保健衛生上及び管理上ふさわしい環境であること。

### 6 教育用機械器具、標本、模型及び図書に関する事項

(1) 教育に必要な機械器具、標本及び模型は、指導ガイドライン別添2を基準として、同時に実習を行う学生数に応じて備えられていること。

(2) 基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する図書雑誌は、1,500冊以上備えられていること。この場合、雑誌は1巻を1冊として算定するものとする。

(3) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

### 7 広告及び学生の募集に関する事項

(1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請者の責任において開始することができる。また、その際には、指定申請中（設置計画）であることを明示すること。

- (2) 学生の募集行為は、指定申請書が受理された後、申請者の責任において開始することができる。  
また、その際には、指定申請中であることを明示すること。学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

## 8 その他

養成所新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

### 附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 8 月 19 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に養成所設置計画書等を広島県知事へ提出している場合は、なお従前の例による。
- 3 この要領は、平成 30 年 4 月 12 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。